

公益財団法人日本バスケットボール協会
平成26年度 臨時理事会 議事録

日 時: 平成26年12月3日(水) 13:00~17:30

場 所: JBAオフィス 8F会議室

出 席: <理事>

丸尾充、梅野哲雄、西川和人の各副会長、星芳樹専務理事、河内敏光、岸本和巳、熊谷秀樹、
倉石平、佐々木三男、鮫島俊秀、庄司義明、高橋雅弘、西井歳晴、野村俊郎、橋本信雄、
原田茂、林直樹、福井晴次、堀井幹也、森野和泰、吉田長寿の各理事

<監事>

榊原みどり、高原洋太郎の各監事

<特任委員>

小倉恭志、片山正明、坂本昌彦の各特任委員

欠 席: 青木隆、小坂悦夫、品田奥義、吉田利治の各理事、内山英司特任委員

オブザーバー: 金井克仁弁護士、望月浩一郎裁定委員会委員(第1号議案のみ)

議 題

- (1) 暴力行為等に関する裁定委員会の答申について
- (2) FIBAからの通知内容について
- (3) 統一リーグについて
- (4) 委員長の選任について
- (5) 後援名義の使用について
- (6) 「ウインターカップ選手権化推進委員会」活動報告および答申案について
- (7) 臨時評議員会の開催請求について

1. 定足数の報告

星専務理事より塚田理事(総務部長)の退任に伴い、吉田(長)理事が総務部長に就任したことが報告された。
続いて、吉田(長)理事より出席者数の報告があり、定款32条に基づき、理事現在数(25名)の過半数の出席数(出席:21名)を満たすため、会議成立が宣せられた。

2. 挨拶

丸尾副会長(会長職務代行)より開会の挨拶があった。

3. 議事

議長は丸尾副会長(会長職務代行)が務め、議事進行は梅野副会長が行うこととなった。

(1) **暴力行為等に関する裁定委員会の答申について**（吉田(長)理事）

1件目として、群馬県のミニバスチーム(男女)のコーチの体罰行為について、裁定委員会による調査、審議の結果、次の通り答申があった。

審議対象者の3名のコーチに暴力行為等の事実が確認されたこと、指導における暴力行為の問題性の認識が乏しいこと、3名ともJBA公認D級コーチの資格を有しており、うち1名は平成25年4月に行ったJBAからのアンケート結果から過去の体罰について文書による注意を受けていたこと等から、基本規程第168条第2項第8号および第2号に基づき、1名に「1ヶ月の公的職務の停止」、2名に「譴責」の懲罰を科す。

2件目として、福島県の高校チーム(男子)の体罰行為について、裁定委員会による調査、審議の結果、次の通り答申があった。

審議対象者のコーチについては2件の暴力行為の事実が確認されており、本来であれば「公的職務の停止」が相当とも考えらえる。しかしながら、本件発生後、部活動の指導を自粛していること、福島県教育委員会および全国高体連からも既に処分を受けていること、謝罪、反省を述べる弁明書が提出されていることから、基本規程第168条第2号第2号に基づき、「譴責」の懲罰を科す。

これについて審議を行い、裁定委員会からの答申通り処分を科すことが承認された。

関連する事項として前回懲罰を科した前橋育英高校から処分の軽減を求める上申書および嘆願書が提出されたことが報告され、これについては基本規程に定める手続きが取られていないことから受理しないことが確認された。また、連絡は群馬県協会を通して前橋育英高校に通知することとし、1件目の事案も含めて暴力行為の根絶に向けて、群馬県協会をはじめ県内の指導者に対しての指導も検討することとした。

<承認>

(2) **FIBAからの通知内容について**（丸尾会長職務代行）

FIBAからの資格停止処分を受けたことについて、理事全員が責任をとり、辞意を表明すること、辞任の時期は、FIBAタスクフォースチームの活動内容・意向等の詳細を把握し、今後への道すじがついた時点とすること、辞任までは、その責任を全うすべく、全力をもって職務を遂行することが提案され、承諾、決定された。

今後の対応については、特別委員会の設置なども検討したが、タスクフォース等の意向も踏まえる必要があると判断し、タスクフォース等への対応の担当を代表理事のなかから梅野副会長とすることが確認された。

また、FIBAからの通知内容については、疑問点等をFIBAに確認中であるが、明確な回答が来ていないことが報告された。

さらに、現状を踏まえ、日本、中国、韓国、チャイニーズ・タイペイの4ヶ国で開催を計画していたWリーグのチャンピオンシップについては2015年の開催は見送ることが確認された。

<承認>

(3) **統一リーグについて**（丸尾会長職務代行）

統一リーグに関する経緯として、2005年のbjリーグ発足後から2014年11月までの以降の事象、各種会議体での検討要旨、FIBAの動き等、一連の流れが資料に基づき報告された。続いて、「統一プロリーグ創設にあたっての草案」の整理としてJBA、NBL、bjリーグの考え方およびスキーム案の比較が資料に基づき説明された。

今後につなげるためにもなぜできなかったかの総括が必要であるとの意見があり、新リーグ組織委員会の議事録を理事会に公開すること、専務理事を中心に新リーグ組織委員会に加わっていた第三者のメンバー

の意見を集約すること、両リーグから必要な財務諸表等の提出を受け、高原監事を中心に改めて現状認識を行うことが確認された。

<承認>

(4) 委員長の選任について（星専務理事）

塚田理事（総務部長）の退任およびオフィス体制の変更に伴い、総務委員会／施設・用具委員会／障がい者バスケットボール委員会／コンプライアンス委員会／環境委員会／普及・登録推進委員会については塚田委員長から吉田（長）委員長に、3x3推進委員会については吉田（長）委員長から渡貫委員長に変更することが提案され、原案通り承認された。

<承認>

(5) 後援名義の使用について（吉田（長）理事）

一般社団法人日本車椅子バスケットボール連盟より申請のあった「2015IWBFアジアオセアニアチャンピオンシップ」（2015年10月5日～17日開催、2016年リオパラリンピックアジア・オセアニア地区予選）の後援名義の使用について、申請通り許可することが承認された。

<承認>

(6) 「ウインターカップ選手権化推進委員会」活動報告および答申案について（梅野副会長・吉田（長）理事）

ウインターカップ選手権化推進委員会からの答申として、2017年よりウインターカップを選手権化し、インターハイと併せ、高校バスケットボール界2大大会と位置付けること、その他選手権化に伴う大会改編案が提案され、原案通り承認された。

<承認>

(7) 臨時評議員会の開催請求について（吉田（長）理事）

岡嶋評議員から提出された臨時評議員会の開催請求について、定款および基本規程に基づき、議題「現理事会の即時退陣について」の意図および理由の確認を行うこと、指定された12月7日の開催については、開催日時は理事会決定が必要であり、かつ開催の7日前までに通知を行う必要があることから12月7日の開催は見送ること、開催する場合の開催日時の決定は常務理事会に一任することが承認された。

尚、臨時評議員会の開催については、開催請求とは関係なく前回の理事会で開催すること自体は決定しているが、FIBAからの通知内容についてFIBAへの問合せを行っており現在までに明確な回答がないことも踏まえ、FIBAのタスクフォース来日後、その意向、役割等が明確になり十分な説明ができる段階になった時点で速やかに開催することが確認された。

<承認>

4. 報告事項

(1) 総務部（吉田（長）理事）

資料に基づき、次の事項について報告された。

- ・1月の理事会は11日を予定しているが、臨時評議員会の開催によっては変更が生じる可能性があること
- ・1月11日、12日に全国理事長会議の開催を予定していること

- ・平成27年春の勲章候補者として推薦した武富邦中氏(JBA顧問)については、現在の状況から推薦を取り下げ、FIBAからの資格停止処分解除後に再推薦を行うこと
- ・JOCから各競技団体に対して、「日本代表選手団の責任ある行動と自覚について(お願い)」の文書が発出されていること
- ・11月中旬にJBA公式ホームページにおいて、不正アクセス(第三者による改ざん)があったこと

(2) **競技会委員会** (庄司理事)

平成27年度の競技日程の一部変更、全国高等学校選抜優勝大会(JX-ENEOSウインターカップ2014)の組み合わせ、国内大会の結果等が報告された。

(3) **審判委員会** (星専務理事)

bjリーグオフィシャル部との打合せでの確認事項等が資料に基づき報告され、bjリーグの審判制度などの情報開示を受けた後に、確認事項について各都道府県協会に通知を行う予定であることが報告された。

(4) **国体委員会** (野村理事)

第70回国体(和歌山国体)の大会要項について全体(各競技)の統一性を図るために一部修正があったこと、第74回国体(茨城国体)の追加の正規視察を実施したことが報告された。

(5) **その他** (西川副会長)

東京オリンピック会場に関する進捗状況が報告された。

以上